

決議 1773(2007)

2007年8月24日、安全保障理事会第5733回会合で採択

安全保障理事会は、

レバノンに関する従前のすべての諸決議、とりわけ決議425(1978)、決議426(1978)、決議1559(2004)、決議1680(2006)および決議1701(2006)ならびにレバノンの状況に関する安保理議長声明、とりわけ2007年8月3日の声明(S/PRST/2007/29)を想起し、

また2007年6月28日の事務総長の報告書(S/2007/392)および2007年8月2日の事務総長発安保理議長宛書簡(S/2007/470)をも想起し、

国際的に承認された国境線の内部における、また、政府の唯一かつ排他的な権威の下での、レバノンの主権、領土保全、一体性および政治的独立に対する強い公約を再確認し、

敵対行為の停止とブルーライン全体の完全な尊重に対する強力な支援を繰り返し表明し、

決議1701(2006)のすべての条項の完全な履行の堅持を再確認し、また、同決議において構想されている永続的な停戦と長期的な解決を確保することを支援する責任の自覚を再確認し、

拉致されたイスラエル軍兵士が解放されず、また、生存している証拠も提供されていないことを含め、紛争の原因に対処する必要性を強調し、さらに彼らの即時かつ無条件の返還を再度求め、

イスラエルに拘留されているレバノン人囚人の問題を即刻解決するための努力を促し、

その領域内において、その保有する正当な軍隊を通じ、レバノン政府の合意なくして武器が存在せず、レバノン政府以外の権力が存在しないように、その統治権を拡大するためにレバノン政府によってとられた措置を歓迎し、また、この側面においてその努力を継続することを促し、

前述した報告書において言及されている三者間での措置をも歓迎し、かつ、当事者に対し、さらに国際連合レバノン暫定軍(UNIFIL)と、特にブルーラインを目に見える形で表示し、ガジャール北部において合意に達するために協議するよう促し、

UNIFILに対するテロ攻撃を最も強い言葉で非難し、UNIFILとレバノン軍の間の、とりわけブルーラインとリタニ川の間に、レバノン政府とUNIFILのいずれにも属しない、いかなる武装要員、装備および兵器も存在しない地帯を設置し、また、UNIFILがこれらの攻撃に対してその調査能力を強化するための、さらなる調整の必要性を強調し、

レバノン南部からの不発弾の撤去のために続けられている努力の重要性を重視し、またすべての当事者に対してこれらの努力を支援するよう求め、

その部隊の展開する地域において、その活動地域がいかなる種類の敵対行為にも利用されず、また、その任務の達成を実力で妨害しようとする試みに抵抗するために、その能力の範囲内と思われる必要なあらゆる手段をとるUNIFILの権限を再確認し、

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約に含まれる、関連する諸原則を想起し、

UNIFIL要員、とりわけその司令官、ならびに国際連合レバノン特別調整官の積極的な役割および献身を賞賛し、

UNIFILに貢献している加盟国に対して強い感謝を表明し、また、UNIFILがその任務を遂行するにあたって必要とするすべての手段と装備を自由に処理できる必要性を強調し、

2007年6月25日のレバノン首相発事務総長宛書簡(S/2007/396)において提案されているUNIFILの任期を、修正を加えることなく新たに一年間

延長するというレバノン政府の要請に応え、

レバノン情勢が引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成していると決定し、

1. UNIFIL の現在の任務を 2008 年 8 月 31 日まで延長することを決定する。
2. レバノン軍と共に展開している UNIFIL の積極的な役割が、レバノン南部に新しい戦略的環境を創出すること支援してきていることを賞賛し、また、その任務の遂行においてレバノン軍とのさらに拡大された協力を期待する。
3. すべての関係当事者に対し、敵対行為の停止とブルーライン全体の尊重を求める。
4. すべての当事者に対し、国際連合および UNIFIL に全面的に協力し、また、国際連合に危険をおよぼすような活動計画を避け、UNIFIL がその活動地域において完全な移動の自由を許可されることを確保することを含め、UNIFIL および他の国際連合要員の安全を尊重するための義務を誠実に遵守するよう促す。
5. すべての当事者に対し、決議 1701(2006)に構想されている永続的な停戦と長期的な解決策に達するために、安全保障理事会および事務総長と全面的に協力するよう求め、また、この側面におけるさらなる進展の必要性を強調する。
6. 永続的な停戦と長期的な解決策の実施に寄与するための追加的措置を検討する意図を再度表明する。
7. UNIFIL の、性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策の履行およびその人員の国際連合の行動規範の完全な履行を確保するためにとられている努力を歓迎し、事務総長に対し、この側面において必要なあらゆる手段をとり続け、また安全保障理事会に対する情報の提供を継続するよう要請し、さらに、部隊を提供している国々に対し、その人員が事件に関係していた場合、このような行為が、適切に調査され、処罰されることを保証するために予防的および懲戒的な手段をとるよう促す。
8. 事務総長に対し、4 カ月毎、もしくは適当と認められる場合にはいつでも、安保理に対して決議 1701(2006)の実施状況を報告することを継続するよう要請する。
9. 1967 年 11 月 22 日の決議 242 (1967)、1973 年 10 月 22 日の決議 338 および 2003 年 11 月 19 日の決議 1515 を含む、すべての関連する決議に基づく、中東の包括的で、公正かつ永続する平和を達成する重要性と必要性を強調する。
10. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。